

事後評価調書

I 事業概要					
事業名	交通安全施設等整備事業（路肩改良）				
地区名	一般県道 作手善夫大沼線				
事業箇所	新城市作手善夫地内				
事業のあらまし	<p>一般県道作手善夫大沼線は、新城市（旧作手村）の西部に位置し、一般国道301号と岡崎市を結ぶ重要な道路である。また、当路線の延長には三河湖があることから、観光客が年間を通して多く訪れる。</p> <p>こうしたなか、本箇所は大変幅員が狭く、かつ路肩に防護柵が設置されていないことから、車両が転落する危険に日々さらされている。</p> <p>よって、路肩の改良を行い、通行車両の安全を図る。</p>				
事業目標	<p>【達成（主要）目標】 幅員を拡幅（3m→5m）したうえで防護柵を設置し、自動車交通の安全性の向上を図る。</p> <p>【副次目標】（事前評価時に設定した場合、記載する）</p>				
事業費	事業費		内訳		
	0.22億円	□工事費0.21億円、□用補費0.01億円、□その他 億円			
事業期間	採択年度	平成19年度	着工年度	平成19年度	完成年度 平成20年度
事業内容	路肩改良工事				
II 評価					
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】 路肩改良工事で幅員を拡幅（3m→5m）し防護柵を設置した結果、車両が転落する危険性が大幅に減少し、安全・安心して通行できる道路となった。</p> <p>【達成状況に対する評価】 目標を達成することができた。</p>			
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>【達成状況に対する評価】</p>			
III 対応方針					
今後の事後評価の必要性	現時点において初期目標を達成していることが確認できるため、今後の事後評価の必要性は認められない。				
改善措置の必要性	特になし				
同種事業に反映すべき事項	特になし				